

令和5年5月3日

保護者の皆様

愛知県立岡崎北高等学校長 大石益美

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類感染症になります。それに伴い、国や県の指導に従い、本校の対応を下記のとおりとします。

記

- 1 感染症対策を「平時」と「感染流行時」に分けて行います。
- 2 「平時」の対策としては、健康観察、換気の確保、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、清掃などを適切に行うこととします。健康観察、手指衛生、清掃はコロナ禍前の状況を基本とします。
マスクの着用については現在の取扱いと変わらず、着用を求めないことを基本とします。
食事の場面においても黙食を求めることはしません。
- 3 「感染流行時」においては、状況に応じて、マスクの着用を促したり、近距離・対面・大声での発声や会話を控えたり、身体的距離を確保するなどの対策を講じることがあります。
- 4 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止については次のとおりです。
 - (1) 生徒本人が感染した場合は、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止とする。なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
 - (2) 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族等が感染していても出席停止措置は行いません。
 - (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって出席停止とはしません。
 - (4) ワクチン接種や副反応による出席停止は行いません。
 - (5) 感染不安による出席停止は原則行いません。
 - (6) 特別な事情がある場合には御相談ください。
- 5 複数の生徒が感染した場合、学校長が判断して臨時休業とすることもあります。

参考

愛知県教育委員会「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について（通知）

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460559.pdf>

担当 教頭（彦坂、山口）

電話 0564-22-2536